

「わたしたちのまち」の決算

待ちに待ったウィンターシーズン

【お問合せ先】産業課 商工観光係

【電話番号】62-9228

富士見町もいよいよ本格的な冬を迎え、ウィンターシーズンに向けて様々なイベント等が開催されます。町の2大リゾートの冬シーズンのオープンに加え、地元ならではの魅力を活かしたイベント、資源を活用した観光事業を紹介します。

この冬も、多くの観光客の方々に訪れてもらうため、観光PRに努めていきます。町民の皆さまも、富士見町の魅力を再発見できるこの機会に、ぜひお誘い合わせでご参加ください。

ハヶ岳を一望するゲレンデで遊べる！～富士見パノラマリゾート～

【お問合せ先】富士見パノラマリゾート

【電話番号】62-5666

初心者から上級者までそれぞれのレベルに合わせたゲレンデで“遊びたい！”気持ちに伝えてくれます。

スキー・スノーボード以外にも、スノーシューを履いて冬の入笠山を楽しむスノートレッキングや、ゲレンデに出られないお子さんも家族みんなで楽しめるキッズパークを完備しています。

冬ならではの大人から子供まで楽しめるイベントも充実しています。

町民の皆さまは、身分証明書または利用証明書の提示でゴンドラを町民割引でお得にご利用いただけますので、ぜひ富士見パノラマリゾートへお越しください。

～各種レンタル品の充実～

富士見パノラマリゾートは手ぶらで行けるスキー場です。

スキー・スノーボードをはじめウェアなど、大人からお子様まで一式レンタルをすることができます。

その他にも、入笠山山頂まで冬のトレッキングを楽しむことができる、スノーシューのレンタルも行っています。

～冬のイベント情報～

12月8日(土曜日) オープニングイベント

12月8日(土曜日)より始まる冬シーズンの営業に合わせて、オープニングイベントを開催します。

先着200名様にはルバーブカレーのプレゼントもあります。

1月1日(火曜日) ご来光ゴンドラ・HAPPY NEW YEAR イベント

午前5時30分よりご来光ゴンドラの運行があり、雪景色の中輝くご来光と、黄金の八ヶ岳をお楽しみいただけます。その他にも、甘酒や餅つきなどのふるまいイベントも開催されます。

ハートに恋して・八ヶ岳の冬 町民の皆さまもぜひご参加ください。

富士見パノラマリゾートの「ハート型の森林」と富士見高原リゾート上に見える雪形「登り鯉(恋)」をモチーフに、「ハートに恋して♥八ヶ岳の冬」として「(家族)愛」「幸せ」「恋」をコンセプトに、スタンブラリーを開催します。

町内参加店舗の中から3つ集めて応募すると、抽選で素敵なプレゼントが当たります。

12月下旬～3月下旬まで実施予定です。

はじめての雪遊び、スキーデビューに最適！～富士見高原リゾート

～

家族で楽しむのに最適な富士見高原リゾートは、初心者から上級者のトレーニングに最適なゲレンデを完備しています。

また、安心してはじめての雪遊びができるキッズスノーパークもあり、家族で楽しめるスキー場です。

スキーの他にも、リフトで上がった先の創造の森公園で散策を楽しむこともでき、日本三大高峰の富士山・北岳・奥穂高岳を望むパノラマを眺める絶景のビューポイントがあります。

ぜひ家族そろって富士見高原リゾートへお越しください。

～ハンディキャップのある方をサポート～

障がいをお持ちの方も一緒に楽しめる環境づくりを目指した取り組みを行っています。

リフト乗降機能付きデュアルスキー、スノーカートは、自分で操作し、風を感じながらゲレンデを滑走することができ、ハンディキャップのある方も一緒に楽しむことができます。

～冬のイベント情報～

12月29日(土曜日) アルパカふれあいミニ牧場

キッズスノーランド内でアルパカのエサやり体験やおさんぽ体験ができる、ミニ牧場が開設されます。

アルパカの他にウサギやモルモットもスノーランドにやってきます。

※キッズスノーランドの入場料が必要です。

(12月29日・1月2、3日・1月5日～3月17日の 土日祝日に開催)

1月1日(火) 初日の出リフト

8年連続ご来光晴天!

午前5時30分より初日の出リフトの運行があり、絶景の展望台「望峰の丘」から見る富士山と初日の出のコラボレーションがお楽しみいただけます。

八ヶ岳観光園事業

～「住んでよし・訪れてよし」の観光地域づくりを目指しています～

八ヶ岳観光園とは?

八ヶ岳観光圏は、八ヶ岳南麓エリアに位置する富士見町、原村、山梨県北杜市で構成されている、全国で13箇所に認定されているブランド観光圏の1つです。

恵まれた観光資源を活用して国内外から観光客を誘客するために、環境整備・二次交通対策・イベント開催等、3市町村で協力して観光事業に取り組んでいます。

多くの観光客の方々が訪れることによって地域が活性される「観光地域づくり」を目指しています。

寒いほどお得フェア

期間：1月12日(土曜日)～2月17日(日曜日)

その日の気温によって対象店舗の割引率が決定。最高50%引きになり、寒いほどお得になります。

寒い日ほどお出かけするのが楽しみになるイベントです。

八ヶ岳 そばと温泉巡り

新そば巡りを楽しみながら温泉にも立ち寄れるスタンプラリー形式のイベントです。独自のそば祭りを開催している店舗もあります。

富士見町からは9店舗が参加しています。

住民税・所得税の申告情報(第1回)

【お問合せ先】

財務課 町民税係 62-9122

諏訪税務署 52-1390

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

1.マイナンバー(個人番号)関係

平成28年分以降の確定申告書等の提出から、本人及び扶養親族等のマイナンバー(個人番号)の記載、番号確認書類および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認関係】

・マイナンバーカード(写真付きのもの)をお持ちの方
マイナンバーカードまたはその写しをご用意ください。
マイナンバーカードだけで本人確認が可能です。

・マイナンバーカードをお持ちでない方

下の1、2からそれぞれ1点ずつ(写し可)をご用意ください。

1 通知カードまたは住民票の写し(マイナンバーの記載があるもの)

2 運転免許証または身体障害者手帳、パスポート、在留カードなどの本人確認書類(顔写真付きでない本人確認書類を提出する場合は、“公的医療保険者証と年金手帳”など2種類以上が必要です。)

【配偶者・扶養親族・専従者関係】

・控除対象配偶者及び扶養親族、専従者のマイナンバーも必要です

写しの添付は必要ありませんが、申告書へマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民票等によりマイナンバーの確認をお願いします。

2.収入・所得に関する証明書や書類

給与・賃金や公的年金に関するもの

・「給与所得の源泉徴収票」・「公的年金等の源泉徴収票」などの原本

給与等の支払者(事業所等)や、日本年金機構(旧社会保険庁)等の支払者から受け取った原本が必要です。(「年金振込通知書」や「年金額改定通知書」ではありません。)

雑所得・事業所得に関するもの

・「シルバー人材センターの配分金支払証明書」・「個人年金支払証明書」・「収支内訳書」など

事業を営まれている方(営業・農業・不動産)は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。

農業に関する収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催しますのでお出かけください。

生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

- ・「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人・保険料負担者・被保険者との関係により、税の種類が異なります。

3.所得から控除されるものに関する証明書や書類

社会保険料控除に関するもの

- ・「国民年金保険料及び国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）へ、2月上旬までに役場から「納付済額のお知らせ」を送付します。なお、納付済額を事前に確認したい方は、財務課町民税係までお問い合わせください。

生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者宛に送付されます。地震保険は、一つの損害保険に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方がある場合、本人の選択によりいずれか一方のみが適用となります。

医療費控除に関するもの

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。

平成29年分の申告より、医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制の適用が開始されました。従来の医療費控除制度との併用はできませんので、どちらを適用するか申告者ご自身で選択します。

セルフメディケーション税制とは？

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、申告者本人および申告者と生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費を支払った場合に所得控除を受けられる制度です。

【従来の医療費控除により控除を受ける場合】

- ・医療保険者が発行する「医療費通知」
- ・平成30年中に支払った医療費や薬代のレシートまたは領収書、介護サービスの費用の領収書から作成した「医療費控除の明細書」（介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものがあります。詳しくは、利用した施設や住民福祉課介護高齢者係（電話62-9133）までお問い合わせください。）

【セルフメディケーション税制による控除を受ける場合】

・「一定の取り組み」を行った結果、発行される「領収書」または「結果通知表」

（氏名、一定の取り組みを行った年、保険者・事業者もしくは市町村の名称、医療機関の名称もしくは医師の氏名が記載されたもの）

・平成30年中に支払った、特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）等のレシート

または領収書から作成した「セルフメディケーション税制の明細書」（レシートまたは領収書に商品名、金額、セルフメディケーション税制対象商品であること、販売店名、購入日が記載されたもの）

※具体的な品目一覧は、厚生労働省のホームページに掲載されている「対象品目一覧」をご確認ください。

・医療費控除に使用したレシートまたは領収書は、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保管してください。

配偶者控除、扶養控除、障害者控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、以下の条件を満たす場合には、控除が受けられます。控除を受ける場合は、扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。また、申告の際には扶養している方のマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。ご用意をお願いします。

平成30年12月31日現在で生計を一にしている。

扶養している方の年間の合計所得が38万円以下。

他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない。（重複して控除は受けられません）

扶養している方が青色・白色事業専従者となっていない。

※平成30年分の収入における配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われました。

控除金額等が変更となっていますので、ご注意ください。

・「障害者控除対象者認定書」で障害者控除を受ける方は、住民福祉課介護高齢者係で発行される認定書を毎年必ず財務課町民税係まで提出してください。

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産

（固定資産税）申告書作成指導会を開催します

【お問合せ先】

財務課 町民税係 電話 62-9122

財務課 資産税係 電話 62-9124

【対象者】

農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方

※申告相談会の際に収支内訳書の作成が済んでいない方が多く見受けられます。作成にお困りの方はこ

の機会にぜひご参加ください。

※青色申告者の方はご遠慮願います。

事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】

平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）富士見地区・乙事

1 月 23 日（水曜日）境地区・立沢

1 月 24 日（木曜日）落合地区

【受付時間】

午前の部：午前 9 時～11 時

午後の部：午後 1 時～4 時

までに受付を済ませてください。

【場所】

役場 1 階 101・102 会議室

【持ち物】

1. 収支内訳書（自分で作成したもの）
2. 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
3. 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
4. 出荷伝票、籾受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
5. 償却資産申告書（12 月に送付されるもの）
6. 印鑑（認印）
7. その他必要と思われるもの

【その他】

- ・収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、ご持参ください。
- ・大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・収支内訳書は自分でできる範囲を作成していただき、時間の短縮にご協力をお願いします。
（お持ちいただいた書類や帳簿の内容によっては、相談をお受けすることができず、再度足を運んでいただく場合もあります。）
- ・預貯金通帳は必ず前日までの記帳を済ませたものをご持参ください。
- ・事業（農業・営業・不動産）の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産（課税対象となるものは除く）は、固定資産税における償却資産として毎年 1 月末日までに申告が必要です。

固定資産税の償却資産申告書をご提出ください

【お問合せ先】財務課 資産税係

【電話番号】62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税され、事業（農業・営業・不動産等）を行っている方は、その年の1月1日現在に所有する償却資産を申告することとなっています。（地方税法第383条第1項）

●償却資産とは？

会社や工場、商店などの経営や、農業を営んでいる個人や法人が事業のために用いる下記①～④の資産のうち、土地や家屋以外で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要な経費に算入されるもの（減価償却費として計上するもの）をいいます。ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

1. 構築物:外構工事(門、フェンス、駐車場など)、パイプハウス など
2. 機械及び装置:太陽光発電設備、加工・製造機械 など
3. 車両及び運搬具:構内運搬車、大型特殊自動車 など
4. 工具及び器具:エアコン(ビルドインを除く)、パソコン等OA機器 など

- ・ 12月中旬頃、資産の申告が必要な事業所または事業所得者に申告書を送付します。
新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方はご連絡ください。
- ・ 該当する資産が無い場合や、所有する資産に変更がない場合も申告書のご提出をお願いします。
- ・ 電子申告については、地方税電子化協議会のホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

太陽光発電設備について

- ・ 事業者は、発電量にかかわらず申告が必要です。
- ・ 個人の場合は、発電量により申告が必要です。

申告書提出期限について

町内で事業を行っている個人、または法人の皆さまは平成31年1月1日現在の状況を償却資産申告書に記入し、提出期限までに財務課資産税係（役場1階④番窓口）へご提出をお願いします。

平成31年度申告書提出期限：平成31年1月31日（木曜日）

農地の利用意向調査にご協力をお願いします

【お問合せ先】農業委員会事務局

【電話番号】62-9234

町農業委員会では、毎年1回、町内全ての農地について利用状況調査を行っています。その結果をもとに、

遊休農地(耕作をされていないと思われる農地)の所有者へ「農地利用意向調査書」を送付しますのでご協力をお願いいたします。

遊休農地は、農業委員会の目視により判断をしています。耕作をしているにも関わらず、誤って遊休農地と判断された場合には、その旨をお知らせください。

●利用意向調査とは？

この調査は、「農地法」に基づき、遊休農地の所有者に対して、その農地の利用意向を調査するものです。仮に、農地の利用意向が決まっていない場合は、「農地中間管理機構」への貸し付けを促すことを目的としています。

●農地中間管理機構とは？

農地中間管理機構は、農地中間管理事業に関する法律に基づく公的機関です。

耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、経営規模の拡大を希望する担い手等に貸し付けを行います。ただし、機構事業規程に基づき事業を進めており、希望された全ての農地を借り受けられるものではありません。

地域安心ネットワークに登録しませんか？

～共に支え合い安心して暮らせるまちづくり～

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】62-9144

町では、住み慣れた地域で安心して一生暮らすための体制「地域安心ネットワーク」づくりを進めています。これは、日常的な支援を強化し非常時にも強いまちづくりを目指し、地域と行政がともに協力し、「共に支えられ・支える」「一人の孤独者もいない」まちづくりのためのしくみです。

このしくみは、支援を必要とする方が申請登録することで自らを知ってもらい、共に支え・助け合える地域をつくることで、日常支援をはじめ災害時等の対応も可能となるものです。

皆さまのご理解と積極的な登録をお願いします。

登録方法は？

「個人情報登録申請書兼同意書」をご提出ください

登録を希望する方には、返信用封筒を同封の上、申請書をお送りしますので、係までご連絡をお願いします。

対象となる方

1. 寝たきり高齢者
2. 独り暮らし高齢者（原則 65 歳以上）
3. 認知症高齢者
4. 高齢者のみで構成されている世帯の方（原則 75 歳以上）
5. 介護保険による認定を受けている方
6. 心身に障がいがあり、日常生活で他者に
7. よる介助・支援を要する方
8. 日中、高齢者のみの世帯の方（同居の親族はいるが、日中 75 歳以上の高齢者のみ、または高齢者一人となる世帯の方）
9. 他者の支援を要する方

支援協力者の登録について

申請にあたっては、できる限り近所の方などに支援協力者の登録をお願いしています。

支援協力者とは、災害時等の支援を保障するものではなく、法的な責任や義務を負うものでもありません。対象の方から依頼があった場合には、ぜひご協力をお願いします。（やむを得ない場合は、支援協力者欄は空欄で結構です。）

こんなことに利用されます

民生・児童委員による見守り活動

民生・児童委員が、対象の方の安否確認等、定期的に見守り活動を行なっています。

支え合いマップの作成

お住まいの地区の中で、日常生活や災害時に支援が必要な人を把握することなどを目的に支え合いマップを作成しています。

個別支援計画の作成

災害時の避難方法など、支援に関する必要事項等を示した個別支援計画を作成しています。

新しい民生・児童委員を紹介します

【お問合せ先】住民福祉課 社会福祉係

【電話番号】 6 2 - 9 1 4 4

1 名欠員となっていました民生・児童委員が決定しました。

地域担当委員〈桜ヶ丘区〉

中山 よしみ 委員

任期

2018 年 11 月 1 日～2019 年 11 月 30 日

民生・児童委員は、地域住民のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行い、誰もが心豊かに生活できるよう活動しています。

相談内容は厳守されます。安心してご相談ください。

災害時の避難行動要支援者の個別支援計画を作成しています

災害時に円滑かつ迅速な避難を実施するため、地域安心ネットワーク登録者のうち支援を必要とする方（避難行動要支援者）を対象に、災害時の避難方法など支援に関する必要事項を示した個別支援計画を作成しています。

この計画は、町から提供する地域安心ネットワーク登録者の情報をもとに、区・集落組合や本人、ご家族の方とともに作成します。

支援を必要とする方が地域安心ネットワークに登録することで、より正確な情報共有や連携を行うことができます。個別支援計画作成の対象となる方は、ご登録をお願いします。

健康ふじみ通信～心も体もいきいきと楽しく暮らせる高原の富士見町～

【お問合せ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62-9134

「運動編」

平成 29 年に実施した「健康ふじみ 21」中間評価のためのアンケートで、「運動習慣（1 日 30 分以上の運動を週 2 回以上 1 年以上継続）のある者」の結果を見ると、女性の 20 歳～40 歳代の割合が男性や他の年代と比較して特に低くなっていることがわかりました。

運動が大切なことは知っていても、なかなか続けられない…そんな方も少なくないはず。からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつなのか？」「どこなのか？」ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。そして、今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。普段から元気にからだを動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモティブシンドローム、うつ、認知症などになるリスクを下げるすることができます。

+10（プラス・テン） 今より 10 分多くからだを動かすことから始め、運動を習慣にしていきましょう

日常生活の中でこまめに動きましょう

- ・ CM 中はコタツから出てひと運動
- ・ 野沢菜や大根洗いの後はストレッチ
- ・ 部屋の中を暖かくして薄着で活動
- ・ キビキビと掃除や洗濯 等

さらにやる気を出して今より 10 分多く動きましょう

- ・ 雪かきはこまめに実施
- ・ 寒い朝は体操で体温を上げよう
- ・ いつでもどこでもウォーキング
- ・ みんなで楽しくスキー、スケート、そり遊び 等

国保だより

会社などの健康保険の扶養家族になれませんか？

【お問合せ先】 住民福祉課 国保年金係

【電話番号】 62 - 9111

社会保険などの健康保険に加入されている方の扶養家族は、その健康保険に加入することができます。町の国民健康保険には扶養という制度がなく、0歳から74歳まで一律に保険料がかかりますが、社会保険の保険料は被扶養者が増えても金額が変わりません（※1、2）。

社会保険に被扶養者として加入できるかどうかは、生活の実態や実情により各保険者が総合的に判断しますので、加入を希望する健康保険の担当者にご相談ください。

※1 40歳から64歳の方は、介護保険料を徴収されることがあります。

※2 75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、社会保険の扶養には入れません。

被扶養者として認められるためには、被保険者（会社に勤めている方＝社会保険に入っている方）に生活の面倒をみてもらっているとみなされる基準を満たす必要があります。

被扶養者の範囲（被保険者との関係により、同居の要否が異なります。）

（1）被保険者と同居していなくてもよい者… 配偶者（内縁も含む）、子、孫、弟妹、父母、祖父母などの直系尊属

（2）被保険者と同居していることが必要な者…（1）以外の3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母及び子

収入要件（保険者によって異なる場合があります。）

年間の収入が130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入が180万円未満）かつ

同居の場合：収入が被保険者の年間収入の半分未満

別居の場合：収入が被保険者からの仕送り額未満

社会保険に被扶養者として加入した場合は、国民健康保険の資格を喪失する手続きが必要です。

【場所】

住民福祉課 国保年金係（役場 1 階②番窓口）

【持ち物】

新しい社会保険などの健康保険証（加入した全員のもの）、今まで使っていた国民健康保険証、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑

※通知カードの場合は、届出（申請）者の本人確認書類（運転免許証等）も必要です。

年金だより

出張年金相談会は予約制です

【お問合せ先】 住民福祉課国保年金係 **【電話番号】** 62-9111

月に一度、役場で行われている岡谷年金事務所担当者による出張年金相談会は、相談の待ち時間の解消と相談時間の短縮のために予約制を実施しています。ご希望の方はご予約の上、ぜひご利用ください。

【予約方法】

相談希望日の1か月前より岡谷年金事務所の電話または相談窓口で受け付けています。予約の際には、相談者氏名、配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認しますので、事前に年金手帳などをお手元にご用意ください。

【予約先】

岡谷年金事務所

【電話番号】 23-3661

※自動音声が流れますので、1番を押し2番を選択するとつながるお客様相談室へ「年金相談の予約」とお申し出ください。

【予約受付時間】

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜・祝日、12月29日～1月3日を除く）

【相談会日時】

毎月第一水曜日（平成31年1月は第二水曜日）午前10時～11時、午後1時～3時

12月5日（水曜）・1月9日（水曜）・2月6日（水曜）・3月6日（水曜）

※予約状況によりご希望の時間帯を調整させていただく場合がありますので、ご了承ください。

- ・ 予約なしでも相談は可能ですが、予約のお客様が優先となります。なるべく予約をしてからお越しください。
- ・ 出張年金相談会にお越しの際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などの他、

相談者本人であることを確認できるマイナンバーカード、免許証などもご持参ください。

- ・ 代理人の方が相談にお越しの場合は、委任状と代理人の方の本人確認書類もご持参ください。

歯周疾患検診の実施期間終了まであと1か月です

～受診はお早めに～

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内） 62-9134

歯周疾患検診はなぜ必要なのでしょう？

早期発見で歯を守る

歯周病は歯を失う原因の第1位になっているにも関わらず、自覚症状がないまま多くの方がかかっている疾患です。痛みや腫れが出てくるころには治療も困難になるため、検診での早期発見が重要です。症状が出ている場合も早めに受診しましょう。

日々の健口管理を効果的に

検診の目的は異常を見つけることだけではありません。検診でご自身のお口の健康状態を把握することや、むし歯や歯周病になるリスクについて歯科医師・歯科衛生士の専門的なアドバイスを受けることができ、日々のお口のケアをより効果的・予防的にできるようになります。

【対象者】

平成30年度に、30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる方

【実施期間】

12月28日（金曜）まで

※予約受付は12月21日（金）まで

【検診一部負担金】

200円

対象者の方には5月に案内と問診票を送付しています。詳しくは案内をご覧ください。

「食育推進チーム」だより

かしこく選んで、おいしく食べよう！～食事は楽しく、残さずに～

【お問合せ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内）

【電話番号】 62 - 9134

「意識していますか？ 減塩」

高血圧などの生活習慣病を予防するために目標とする食塩摂取量は、12歳以上男性で8g未満、12歳以上女性で7g未満です。しかし、平成28年度県民健康・栄養調査によると、長野県民の男女とも

約2～3gも過剰に摂取している傾向にあります。給食では、煮干し・昆布・カツオでだしを取り、汁物を具だくさんにしたり、香辛料や酸味などを利用したりして、薄味でもおいしく食べられる工夫をしています。

家族みんなが健康な生活を送るために、より減塩を意識した食事をしましょう。

富士見町教育委員会だより第156号

【お問合せ先】平成30年11月1日発行 富士見町教育委員会編集

【電話番号】62-9235

【メールアドレス】kodomo@town.fujimi.lg.jp

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

児童クラブ入所者を募集します

【お問合せ先】富士見町教育委員会子ども課子ども支援係

【電話番号】62-9237

富士見・本郷・境小学校児童クラブの入所者を募集します。各児童クラブ入所説明会にて配布する申請用紙・就労証明書にご記入のうえ、平成31年1月31日（木）までに下記提出先へ提出してください。

平成31年度の申請書は各児童クラブには配置していませんので、入所説明会に参加できない方は、子ども課子ども支援係までお越しいただき、クラブ利用に当たっての留意事項の説明をお聞きの上で、申請書等をお受け取りください。

また、申請書は学校・保育園への提出はできませんのでお間違えの無いようお願いいたします。ただし、今年度利用者の方で継続利用される方のみ、現在利用中の児童クラブへの提出が可能です。

ご不明な点につきましては、子ども課子ども支援係までお問い合わせください。

【対象児童】

1年生から6年生までの児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童

【開設日】

1. 登校日（土・日・祝日を除く）
2. 長期休業日
 - ・夏休み（土・日及び8月13日～8月16日を除く）
 - ・年末年始休み（土・日及び12月29日～1月3日を除く）
 - ・春休み（土・日及び3月31日を除く）
3. 計画休業日

【開設時間】

登校日：下校時～午後 6 時 45 分

休業日：午前 8 時～午後 6 時 45 分（夏休み、年末年始休み、春休み、計画休業日）

【書類提出期間】平成 31 年 1 月 8 日（火曜）～1 月 31 日（木曜）

【提出先】

1. 子ども課子ども支援係（役場 2 階⑩番窓口）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
2. 各児童クラブ（継続利用の方のみ）

*入所説明会の日程

- ・ 平成 30 年 12 月 18 日（火曜）
会場：富士見小学校児童クラブ室 午後 7 時～
- ・ 平成 30 年 12 月 20 日（木曜）
会場：本郷小学校児童クラブ室 午後 7 時～
- ・ 平成 30 年 12 月 21 日（金曜）
会場：境小学校児童クラブ室 午後 7 時～

国際交流子どもサミット

10月20日に千曲市の県立歴史館で「国際交流子どもサミット」が開かれ、境小学校の縄文クラブの児童が参加しました。

歴史館の企画展「最古の信州ブランド黒曜石」に合わせた催しで、長和町の青少年黒曜石大使、長和町と交流のあるイギリスの歴史クラブも参加し、それぞれの団体の活動発表をしました。また、「どうしたら歴史遺産を未来に残せるか」等の意見交換を行い、「地域の遺産や歴史に恋をすること」「興味を持ってもらうことが大事」という意見が出ました。

黒曜石大使、歴史クラブの指導で石器づくりも体験し、貴重な経験になりました。

ノルディックウォーキング教室

富士見町地域スポーツクラブの創立10周年記念イベントとして、10月28日にノルディックウォーキング教室が開催され、約50名が参加しました。

ノルディックウォーキングは2本のポール（ストック）を使うことで全身の筋肉をたくさん刺激するので、普通のウォーキングよりエネルギーを使い、体力づくりに効果的なのだそうです。

秋晴れの爽やかな天気の中、ゆめひろば富士見をスタートし、およそ7kmのコースを景色を楽しみながら歩きました。

初めの一步 Part1 「難しいで終わらせたくない」

紅葉の美しい季節になりました。中学校では、合唱祭に向けて各教室から歌声が響いています。10月初めの頃は、男子の声と女子の声がかみあわさっていない感じがありました。ところが最近は、きれい

な澄んだ女子の声を男子のたくましい声の下支えして調和がとれ、きれいなハーモニーが生まれています。しかも、男子も女子も声のボリュームがあります。富士見中学校の生徒さんの特色が表れているようです。

10月26日の新聞に、2017年度の不登校の小中学校の児童生徒数が発表されました。不登校の小学生が35,032人、中学生が189,999人で過去最多ということです。

家庭・教育相談員の職に就いてから7か月が過ぎようとしています。休みがちなお子さんやその保護者の方と学校の願いを受けて、子どもさんを学級・学校とつなげる役目をしています。しかし、力不足を感じています。「難しい」というのが現状です。

私たちのめざすところは、「不登校」をなくすことではありません。「学びの場」は学校以外にもあります。私たちは、子どもさんたち一人一人がよりよく成長し、生きる力を養い、培ってほしいと願っています。

学校に足が向かない子どもさんも学びの場としての学校についてはよく分かっていると思います。ですから、建前論をかざしてもあまり意味のあることとは思えません。

夏休みの朝学のときのことです。二人のお子さんが部活前に社会の朝学に来ました。「私、歴史、ぜんぜんわからないんだよね。特に漢字がだめ。全然覚えられない。ひらがなで書くと減点すると先生に言われるけど書けない。この前のテストはよくなかったけど今度はもっと下がるかも。ねえ、『ヤマタイコク』ってどう書くの。『ヒミコ』は？」と話しながら隣の席の子どもさんと一緒にプリントをやっていました。ケラケラと笑いながら屈託なく話しています。私はこの姿に感心し、微笑みながら話を聞いていました。

朝部活が始まる前、中学生が走って部活に向かっています。その様子について、「時間前には来るなと言われるし、時間ぎりぎりに行くと『急げ、急げ』と言われる。よくわかんないんだよなあ。」と話していたお子さんがいました。「姿勢を見せる」ことが「やる気」や「意欲」のバロメーターになっていることは、わかるようでもわかりにくい「感覚」なのかもしれません。

私たち大人は、子どもの気持ちに寄り添いながらとか、子どもの気持ちを尊重してということをよく口にします。しかし、どれほど子どもの気持ちがわかっているのか、わかろうとしているのか、ついつい自分の尺度で判断したり決めつけたりしていることが多いと思います。子どもの気持ちを想像することは難しいことですが、難しいで片付けてしまったらそれ以上は進みません。富士見の子どもたちを見ていると、小学生も中学生もとても礼儀正しく、明るくて、穏やかで、どちらかというとおとなしいお子さんがとても多いと思います。だからこそ、こういった大括りの見方ではなくて一人一人の違いや個性について目を向け、声を聞く必要があると感じている毎日です。

(10月下旬 家庭・教育相談員 小林正典)

くらしの情報

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

【お問合せ先】建設課 都市計画係

【電話番号】62-9216

町では、主要な幹線道路の除雪作業を建設業者に委託し実施しています。しかしながら町だけでは十分な対応ができません。区・集落内の道路や通学路など、交通の安全を確保するために皆さまのご協力をお願いします。

除雪等の出動の目安

建設業者による除雪は、積雪量が10cmを超えた時、または10cmを超えると予想される場合（積雪状況により6～7cm位から出動）に実施します。

地域の皆さまや事業者さまへ除雪協力をお願い

- ・ 町で除雪する路線以外の生活道路（道路・歩道・横断歩道橋・通学路等）は、各区・集落、地域、PTAの皆さまのご協力により除雪をお願いします。
- ・ 各区・集落、地域における雪捨て場の確保をお願いします。
- ・ 除雪は積雪状況により順次行います。通勤・通学前には完了するように心がけています。
- ・ 除雪により玄関先に寄せられた雪は、付近の皆さまで適宜、お寄せいただくようお願いいたします。

住民だより11月

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

くらしのガイド11月（11月1日～12月10日）

※1月の内容は次号と重複する場合があります

詳細は富士見町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

コミュニティ活動 かわら版

【お問い合わせ先】富士見町有害鳥獣対策協議会（産業課 農林保全係）

【電話番号】62-9222

「鳥獣害対策の第1歩」～生態を知ろう：アライグマ～

『あらいぐまラスカル』や、可愛らしい風貌から日本で爆発的な人気が出た「アライグマ」ですが、現在は深刻な農作物被害を出す特定外来生物として駆除の対象となっています。幸い、町ではまだ目撃や被害の報告はありませんが、長野県内や隣接する山梨県ではアライグマ被害が報告されているため、

侵入は時間の問題ともいわれています。今からできる対策を行い、新たな被害を生み出さないようにしましょう。

食性：植物食中心の雑食性。トウモロコシやスイカなどの甘い野菜から、池の淡水魚を食べた事例も報告されています。

生態：夜行性で、昼間は巣穴や家屋の屋根裏、廃屋内などで休みます。水辺での生活を好み、冬眠はしません。

特徴：ほかの中型動物に比べ、長く器用な指が特徴。目の周りが黒い帯状で、長い尻尾は縞模様です。木登りや泳ぎが得意です。

被害：スイカに穴を開けて中身をほじくり出す、トウモロコシの皮を剥くなど特徴的な痕跡が残ります。

対策

1. 富士見町に侵入させない

富士見町がアライグマにとって魅力のない場所と思わせることが大切です。集落柵や町外周柵の整備も大切ですが、まずは自分の畑に廃棄したままの野菜や果物がないか、集落の中に採らずに残っている柿やキウイ等がないか、確認をお願いします。

2. 餌付けをしない

アライグマはその可愛らしい風貌から、餌をあげてこっそり飼育してしまう人が少なくありません。しかし、特定外来生物に指定されているアライグマの飼育は、法律により禁止されています。強い繁殖力を持つアライグマは餌環境が良いと爆発的に増えてしまうため、餌付けは絶対にしないでください。

富士見町スポーツ少年団だより

【お問合せ先】富士見町スポーツ少年団事務局（町民センター内）

【電話番号】62-2400

スポーツの秋を迎え、それぞれの単位団がさまざまな活動を行っています。町スポーツ少年団は主に単位団ごとで活動をしており、各団とも目標を持って精一杯練習に励んでいます。

武道空手富士見少年クラブ

私たち武道空手富士見少年クラブは、毎週土曜日に町民センターで稽古を行っています。

試合や相手に勝つことだけでなく、「強く成るとはどういうことか？」をテーマに掲げ、日々の稽古を通して心と体を鍛えています。

突き蹴りだけでなく、柔道やレスリングのような投げ技や寝技など、多彩な技を楽しく稽古しています。皆さんもぜひ一度、稽古を見に来てください。

練習日：毎週土曜日

時間：午後 5 時 30 分～7 時
場所：町民センター大会議室
団員：小学 1～6 年生

知ってほしい 赤十字奉仕団の活動

【お問合せ先】日本赤十字社富士見町分区富士見町赤十字奉仕団（住民福祉課社会福祉係）
【電話番号】62-9144

赤十字奉仕団をご存知ですか？赤十字奉仕団とは、赤十字の「苦しんでいる人を救いたい」という人道的精神のもと、地域で活動しているボランティア団体です。そんな赤十字奉仕団の活動をご紹介します。

災害時の炊き出しの普及

赤十字の炊き出しの特徴は、「災害用包装食袋」を使った炊き出しです。これは、食器や箸を使わず食べられ、最小限の材料で炊き出しできる、災害時の状況を配慮したものとなっています。

赤十字奉仕団では、この「災害用包装食袋」を使った炊き出しを、町総合防災訓練、町生活展、各区・集落組合で行い、炊き出し方法の普及をしています。

災害義援金の募集活動

日本各地で起こる災害により被災された方々を支援するため、義援金の募金活動を行っています。活動時は、青少年赤十字加盟校である、富士見中学校の生徒とともに活動しています。

救急法講習会の開催

心臓が停止すると、4分以内に脳に障害が発生します。放置しておけば死亡するような傷病者でも、現場で直ちに心肺蘇生が実施されれば、救命されることがあります。

救急法講習会では、万が一の時のために、心肺蘇生法や AED の使用方法、けがの応急手当などを学びます。赤十字奉仕団では、この講習会を年 3 回開催しています

子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で

子どもの場所から

【お問合せ先】NPO 法人ふじみ子育てネットワーク
【電話番号】62-5505

「子育てという営み」

先日、ある行政の方と子育てについてお話する機会がありました。その方は男性で、お子様たちは

皆さん、既に成人され独立されています。その方が「今だって、自分の子育てがよかったかなんてわからないよ」とおっしゃったのが、とても心に残りました。論理的思考の傾向が強いと言われる男性の口から、わからない、という言葉が出たのが意外だったからです。

子育てという営みの特徴がここによく表れていると思います。自分が一生懸命取り組んでも、それが果たして正解なのかどうかはすぐにわからないことが子育てにはたくさんあります。正解を求めて育児本を読んだり、専門家の講演会を聴いたり、先輩ママに相談したりして、試行錯誤を繰り返しますが、結局のところ正解はどこにあるのか、すぐにはわかりません。

生きるための基本である、「食べる」「寝る」「出す（排泄）」を保障することだけでも、すんなりいかず、それでも毎日とにかく繰り返さなければならず、頭も心もフル回転で動かし続けても、成果があるようなないような状態、まさに忍耐。子どもが幸せそうに毎日を暮らしていれば「これで良かったのかなあ」と思い、でもそうでなければまた手探りです。

そんな感覚的な言葉でしか表せないのが、子育てだと思います。サクサクと処理できず、悩みながら、愚痴りながら、整理したくてもできないまま、それでも目の前の命と毎日向き合うことから逃げない、それだけは守る。そんな風にして育てているうちに気が付いたら、子どもは大きくなっていて、その時に我が子が自分はそこそこ幸せだ、と感じられていればよし、そんなものなのかもしれません。

子育てを支えるということは、子どもを育てることと同じ、論理的に解決できないこともたくさんある、という前提で、親の傍で、とにかく親が目の前の子どもから逃げないですむように、まずは親を温かく受け入れることから始まります。

ふるさとのみなさんへ

東都高原富士見会だより

「守りたいふるさとの味」

銀座に、東京と信州をつなぐ、長野県の情報発信拠点「銀座 NAGANO」があるのをご存知でしょうか。

9月23日に富士見の魅力を伝えるイベント「Fujimi Fresh Fair（富士見フレッシュフェア）」が開催され、東都高原富士見会の役員も参加させていただきました。

店舗の2階では、赤いルバーブをはじめとした富士見町の特産品の販売や、オープンキッチンを活用しての富士見高校の生徒さんによるルバーブカレーの振る舞いなどもあり大盛況でした。

イブニングパーティーでは、鹿肉を使用した創作料理などが提供されました。ジビエ料理（狩猟で捕らえた野生鳥獣を使った料理）はヘルシーで栄養も豊富と最近注目されているそうです。

会員の方にふるさとの味を聞いてみると、「蜂の子やイナゴ、馬肉はご馳走だった。」「野沢菜漬けはこっそり食べても部屋中が漬物の匂いになるからばれちゃうんだよな。」など、なつかしい話に会話が弾みました。

グルメ番組で紹介される高級食材を使った料理もいいですが、やっぱり、「食べると心がんばる力が湧いてくるふるさとの味」が一番！ですね。

時代が変わっても、守りたい大切な宝物です。（文責：池田みかほ）

信州・富士見高原 お歳暮パックのご案内

【お問合せ先】 あぐりモールふじみエコープファーマーズ富士見店サービスカウンター

【電話番号】 62-2090

富士見高原の気候風土と歴史文化が育んだ“信州富士見高原オリジナル特産品パック”「四季の味かさね」お歳暮パックを今年もご用意しました。

このパックは原材料を富士見町で収穫されるもの、富士見町で製造される良品にこだわり、富士見町特産品事業推進協議会等の皆さまのご協力により企画されたものです。お土産に、また遠方の皆さまへのご贈答に、厳選した富士見町の特産品をぜひご利用ください。お歳暮パックの商品内容は取扱店の店頭、または町ホームページ（<http://www.town.fujimi.lg.jp/>）をご覧ください。

【注文受付期間】

11月16日（金曜）～12月31日（月曜）

【協力】

富士見町特産品事業推進協議会事務局 富士見町観光協会

【電話番号】

62-5757

【取扱店・発送元】

あぐりモールふじみ A・コープファーマーズ富士見店 サービスカウンター

平成 30 年度町政功労者表彰

【お問合せ先】 総務課 庶務人事係

【電話番号】 62-9322

11月2日（金曜）に、平成30年度町政功労者表彰式が役場で行われました。

富士見町の振興に尽力され顕著な功績のあった方や公益に寄与された方が表彰されました。

藤沢昭和（東京都）

私財をふるさと納税制度（ふるさとみらい寄附金）を通じて町に寄附された。（敬称略）

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

News Fujimi

10月21日（日曜日）高原の縄文王国収穫祭

約 20 団体が参加しさまざまなワークショップが行われ、貫頭衣(縄文時代の衣装)に身を包んだ人々が縄文の生活や食を楽しみました。

初穂の奉納や、境小学校の生徒等による「くく舞」などが披露されました。

10 月 21 日 (日曜日) 名勝探訪駅伝

朝早くから、子どもたちをはじめとする多くの方がはつらつと高原を駆け抜けました。天気にも恵まれ、駅伝日和の一日となりました。

応援にも熱が入り、たすきリレーの際には大きな歓声が上がっていました。

10 月 21 日 (日曜日) 親子で郷土料理教室

ふるさとに伝わる味を作って楽しみ、資源を大切に作る昔の人の知恵を学ぶ、保育園児を対象にした郷土料理教室が初めて開催されました。

寒天や凍り豆腐を使って自分たちの手で作った料理をおいしそうに味わっていました。

11 月 11 日 (日曜) 第 36 回富士見町生活展

「今こそ活かそう！ みんなの知恵 来て見てよかった生活展」

今年も6つの部門でさまざまな展示や実演が行われました。健康部門の歯や体の健康をチェックするブースには長い行列ができ、「丁寧に診てもらえてよかった」との声が聞こえました。

豚汁のふるまいや災害時の炊き出し体験、フードドライブも行われ、ボランティアの中学生たちも活躍しました。

姉妹町西伊豆だより

第 14 回ふるさとまつりを開催しました

11 月 11 日、宇久須の黄金崎クリスタルパーク駐車場で「第 14 回ふるさとまつり」が開催されました。会場には 40 以上のブースが並び、特産品や地場産品を使った料理などが販売されました。毎年恒例となったサンマの無料サービスでは地元のサンマ船が釣ったサンマ約 900 匹が振る舞われ、来場者は焼きたての味を楽しみました。

特設ステージでは、西伊豆町非公認ゆるキャラ「馬ロックン」のパフォーマンスや、町内の幼稚園・こども園の園児たちによる踊りや太鼓、静岡市のよさこいチーム「葵や一晴」によるよさこいなどが披露され、会場を盛り上げていました。

富士見太鼓の演奏も行われ、全身を使った太鼓の演奏に会場は圧倒されました。また、演奏の間に行われた富士見太鼓メンバーによる司会に、会場全体が和やかな雰囲気になっていました。

富士見太鼓のメンバーの皆さん、力強い演奏を披露していただきありがとうございました。

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集しています。
詳しくは、

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>の町民のページをご覧ください。

広告媒体：広報ふじみ、町のホームページ

単位等

下1段（縦50ミリメートル、横175ミリメートル）

トップページ（縦60ピクセル、横150ピクセル）

広告料

1回 5,000円 月額 5,000円

広報ふじみあとがき

町の人口と世帯数 平成30年11月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

男性：7,163人（3人減少）

女性：7,463人（12人減少）

合計：14,626人（16人減少）

世帯：5,955世帯（1世帯減少）

発行日

平成30年12月1日

編集・発行

富士見町総務課

住所：〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

電話番号：0266-62-2250（代表）

ファックス：0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp/>

Eメール

fujimi@town.fujimi.lg.jp

※平成31年5月より新年号となりますが、本誌では便宜的に「平成」を継続使用します。

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号：0120-890-422